

帝京学園行動計画

教職員の一人一人が仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日 ～ 令和11年3月31日

2. 内容

目標

1. 計画期間における男性の平均育児休業取得率を20%以上とする。
2. 専任職員一人当たりの各月毎の法定時間外労働・法定休日労働の合計時間数を10時間未満とする。
3. 管理職に占める女性職員の割合を25%以上にする。

<対策>

1. こどもを育てる職員が利用できる就業上の措置を実施する。
2. 職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発を行う。
3. 勤務時間のシステムの把握と具体的な働き方改革の実施により時間外労働の削減を図る。